



母性健康管理指導事項連絡カード を改正します！（令和3年7月1日適用）

令和3年3月31日付けで母性健康管理指導事項連絡カードの様式を改正し、7月1日から適用します。

▶▶母性健康管理措置とは

●男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

母性健康管理措置には、次のような措置があります。

厚生労働省HP▶



- 妊娠中の通勤緩和
- 妊娠中の休憩に関する措置
- 妊娠中または出産後の症状等に関する措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業等）
- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置（※）として、妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることが義務付けられる措置があります。（※適用期間は、令和2年5月7日から令和4年1月31日まで。）

▶▶母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）とは

●事業主が、上記の母性健康管理措置を適切に講じるために、指導事項の内容が事業主に的確に伝達され、講ずべき措置の内容が明確にされることが最も大切です。このため、男女雇用機会均等法に基づく指針で、母性健康管理指導事項連絡カードの様式が定められています。

母健連絡カードの活用方法

母健連絡カードは、厚生労働省ホームページや「女性にやさしい職場づくりナビ」からダウンロードできます。是非、ご活用ください。

女性にやさしい職場づくりナビ▶



① 保健指導・健康診査を受ける



主治医等
（健康診査等を行う
医師、助産師）

② 母健連絡カードに
指導事項を記載する

妊娠中・出産後1年以内
の女性労働者

表

③ 母健連絡カード
を提出し、措置
を申し出る



④ 指導事項に
基づき、
必要な措置
を講じる

産業医
産業保健
スタッフ等

相談 助言

人事労務担当者
管理者等

企業
（事業主）

事業主への助成金を
ご活用ください！

新型コロナウイルス感染症に関する
母性健康管理措置による休暇制度
導入支援助成金等



不妊治療と仕事の両立
を支援する助成金

